

はじめに

国では、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため平成 15 年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、予想以上の少子化の進行が見られることから、平成 18 年に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図っています。平成 19 年にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を二本の柱とする新たな対策の必要性が指摘されました。

本町では、国の動きに合わせて平成 17 年3月に「佐川町次世代育成支援対策行動計画前期計画（期間平成 17 年～21 年度）」を作成し、計画に基づき少子化対策のための関連の施策を推進してきました。

この「佐川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」では、前期計画において残された課題および新たな課題、国の新たな対策を踏まえ、佐川町において、今後めざしていく子育て支援のあり方や具体的な目標を定め、「未来を担う世代を、地域全体でささえあうまち さかわ」の実現に向け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として策定します。

今後とも効率的・効果的な事業運営に努め、町民・事業者の皆様との協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い致します。

最後に、この計画の策定にあたり、佐川町次世代育成支援行動計画策定委員会にご尽力いただいたほか、ニーズ調査にご協力していただきました町民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

佐川町長 榎並谷 哲夫

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定にあたって	2
5 ニーズ調査結果	3
第2章 前期計画の達成状況	18
1 子育て支援サービス	18
2 母子保健・医療体制	25
3 子どもの教育環境	30
4 子育てを支援する生活環境	34
5 家庭生活と職業生活の両立	35
6 子ども等の安全の確保	36
7 援助の必要な家庭への支援	38
8 地域と三世代で支える子育て支援	40
第3章 佐川町の子どもと家庭の現状	41
1 人口等の現状	41
2 保育園の状況	43
3 人口推計	44
4 人口推計（児童人口）	45
第4章 計画の基本的考え方	46
1 基本理念	46
2 計画の目標	46
3 施策の体系	47
第5章 重点施策	48
1 子育てしやすいまちづくり	48
2 コミュニケーションを大切にする家庭づくり	48
3 地域全体で子どもを育てあうまちづくり	49
第6章 施策の展開	50
1 子育て支援サービス	50
2 母子保健・医療体制	57
3 子どもの教育環境	62
4 子育てを支援する生活環境	66
5 家庭生活と職業生活の両立	67
6 子どもの安全の確保	68

7 援助の必要な家庭への支援	70
8 地域と三世代で支える子育て支援	72
第7章 目標事業量	73
1 目標事業量	73
第8章 計画の推進	75
1 計画の周知	75
2 推進体制	75
3 計画の評価	75
第9章 参考資料	77

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭や地域での子育てが困難な状況のもとで、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、様々な問題も浮かび上がっています。このような中、次世代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法で、地方公共団体及び事業主に、次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。この計画は、次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を推進することを目的にしています。

本町では、平成17年3月に、「次世代育成支援行動計画～未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ～（以下前期計画という）」を策定しました。この前期計画に基づき、すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できる環境を築き、子どもたちを地域全体で見守り、子どもが危険なことや、良くないことをしたときに、地域の大人たちが指導や注意をし合う温かさのある佐川町を目指してきました。

また、この間、計画を実現するため、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進してきました。

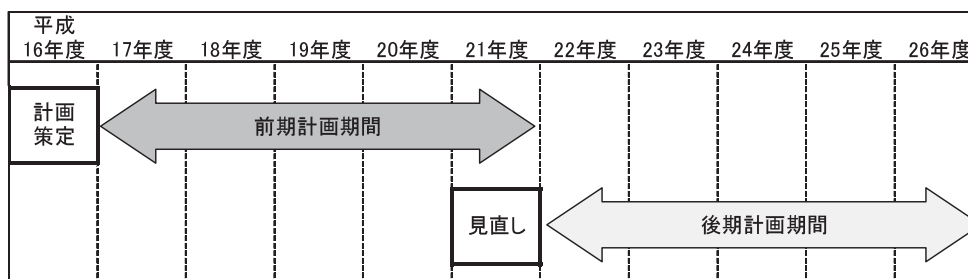
この前期計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の佐川町の子育て支援に関する総合的な計画として、後期計画を策定します。

2 計画の性格

この計画は、佐川町における次世代を担う子どもの育成のため今後取り組むべき子育て支援策や目標を示したものです。またこの計画は、これまでの佐川町の子育て支援施策事業の継続性を保ち、各分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、各種計画と整合性を持ったものとして策定しています。

3 計画の期間

本計画は、前期計画の対象期間終了後の、平成 22 年度から平成 26 年度までを対象期間とします。



4 計画の策定にあたって

(1) ニーズ調査の実施

行動計画の策定にあたり、計画の対象である方々の生活実態や子育てに関する状況、保育サービスへの要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

調 査 期 間	平成 21 年 6 月 17 日～6 月 24 日	
対 象 者	「就学前児童」及び「就学児童」の保護者	
調 査 方 法	郵送及び配布	
配 布 数	「就学前児童」	590 通
	「就学児童」	661 通
回 収 数	「就学前児童」	448 通
	「就学児童」	592 通
回 収 率	「就学前児童」	75.9%
	「就学児童」	89.6%

(2) 計画の策定体制

本計画は「佐川町次世代育成支援行動計画策定委員会」での検討を踏まえて策定しました。

「佐川町次世代育成支援行動計画策定委員会」は、学識経験者や保育園、学校、地域福祉関係者、公募町民、その他関係機関の代表者などで構成し、次世代育成支援対策推進法第 21 条の「次世代育成支援対策地域協議会」として、町の子育て支援施策について検討を行っています。

(3) ニーズ調査結果を見る際の留意点

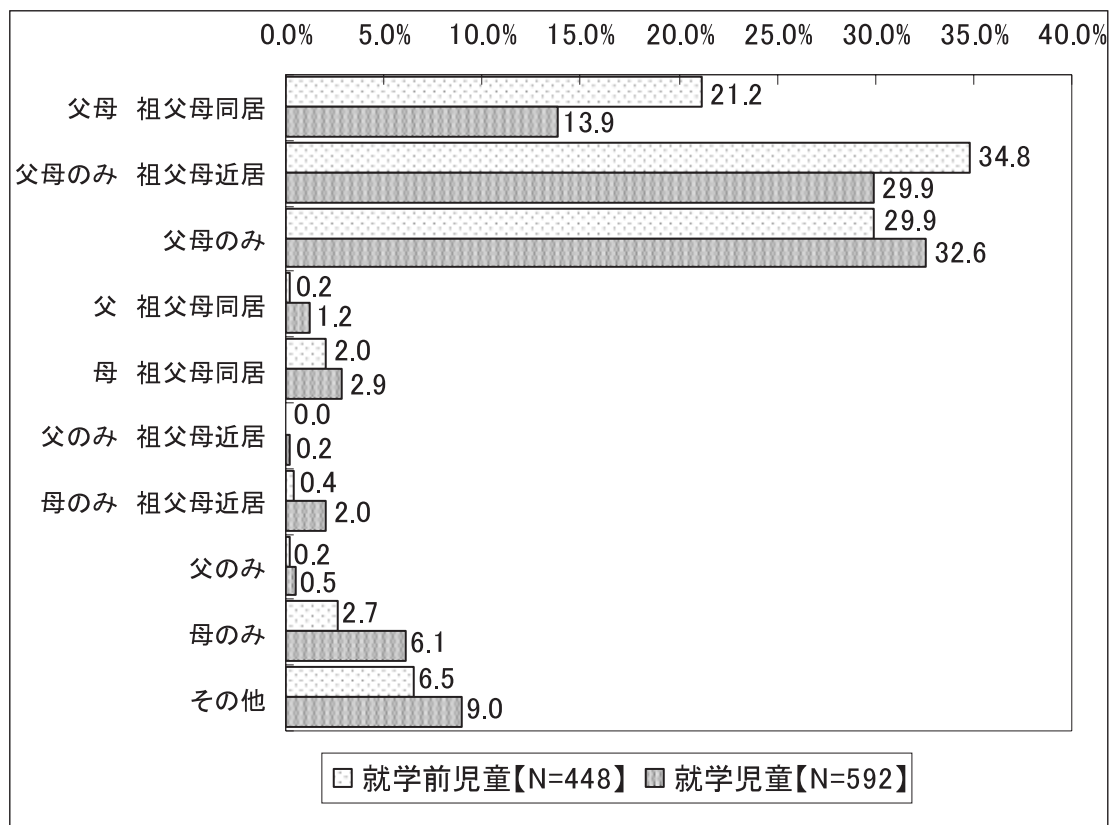
1. グラフは、原則として単数回答者の場合、回答者の構成比（百分率）で表現しています。
2. 「N」は「Number」の略で、構成比算出の母数を示しています。
3. 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100.0%として算出し、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、少数第1位までを表記します。このため、百分率の合計が100.0%にならない場合があります。

5 ニーズ調査結果

(1) 子どもとの同居・近居の状況について

子どもとの同居・近居の状況をみると、「就学前児童」および「就学児童」とともに父母と同居している割合が最も多くなっています。

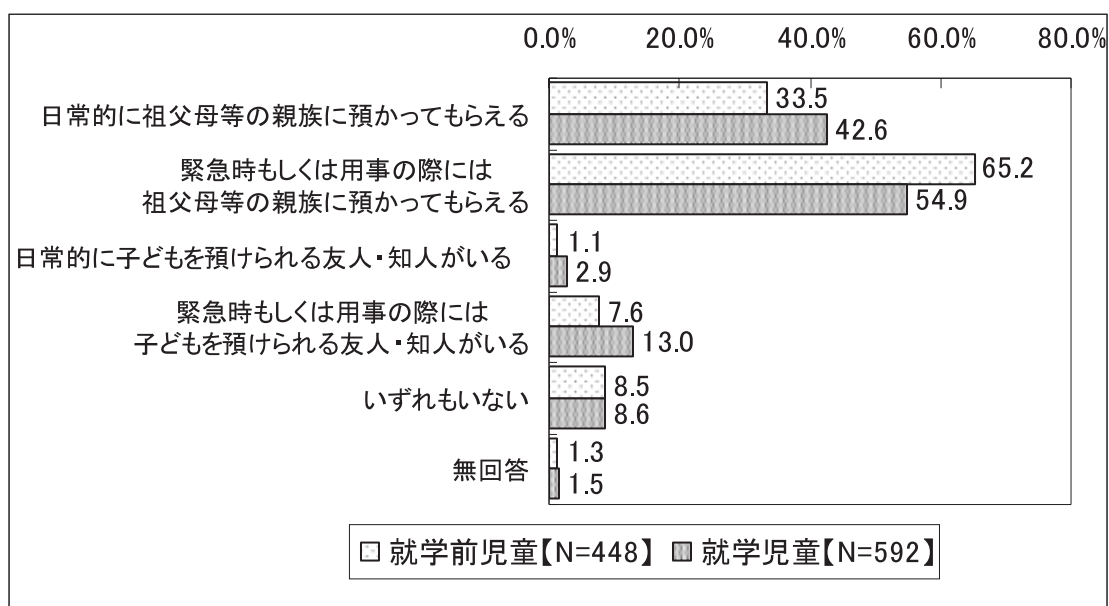
ひとり親家庭の割合は、「就学前児童」に比べ「就学児童」に多くみられます。近年、ひとり親家庭は増加の傾向にあり、ひとり親家庭と、両親がいても祖父母が同居もしくは近居にいない家庭を合わせると全体の約36%に達しており、子育てには厳しい状況がうかがえます。



(2) 子どもを預かってもらえる人の状況について

子どもを預かってもらえる人の状況をみると、「就学前児童」および「就学児童」とともに、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」と合わせた割合が全体の9割を超えています。

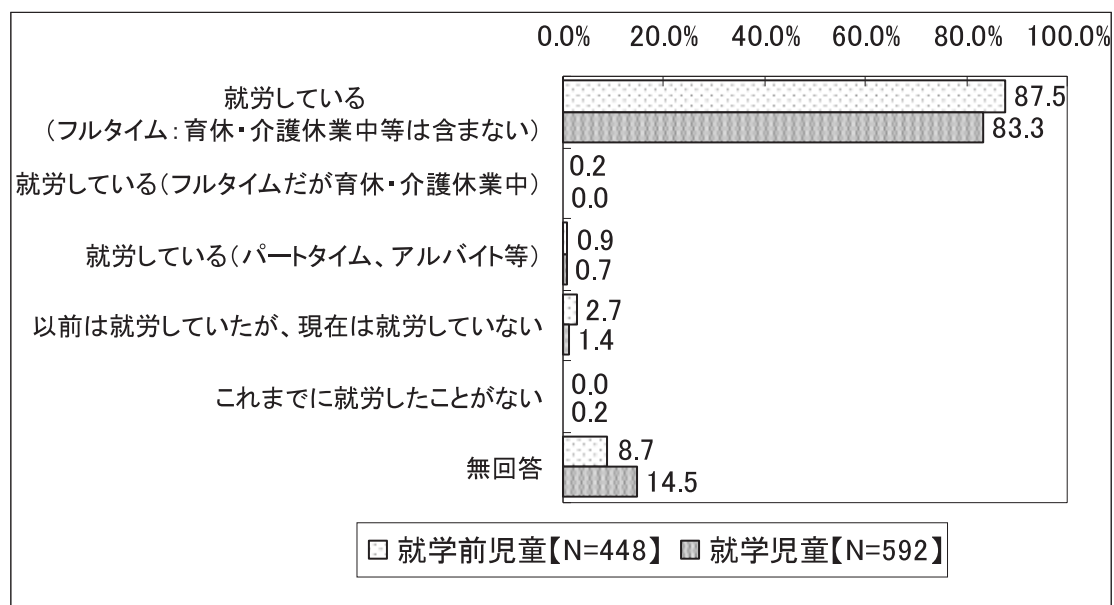
一方で、子どもを預かってもらえる人がいない家庭は、就学前児童・就学児童ともに9%近くに上っており、地域でお互いを助け合うことができる環境をつくることも早急の課題といえます。



(3) 父親の就労状況について

父親の就労状況をみると、「就学前児童」および「就学児童」とともに「就労している（フルタイム：育休・介護休業中等は含まない）」が全体の8割を超えています。

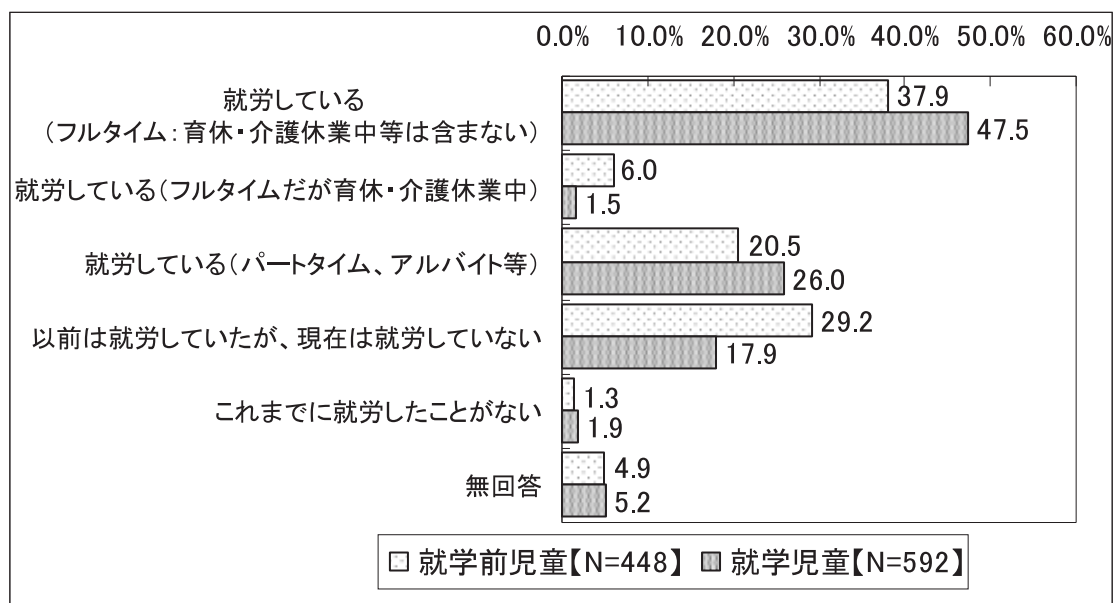
一方で、「就学前児童」および「就学児童」とともに、就労していない、若しくはパートタイム・アルバイト等での就労と答えた方は、合わせて3%程度あります。今の不況や雇用形態の変化を考慮すると、今後はさらにこういった経済的に不安定な家庭が増える可能性も含んでいます。



(4) 母親の就労状況について

母親の就労状況をみると、「就学前児童」および「就学児童」とともに「就労している（フルタイム：育休・介護休業中等は含まない）」の割合が最も多くなっています。

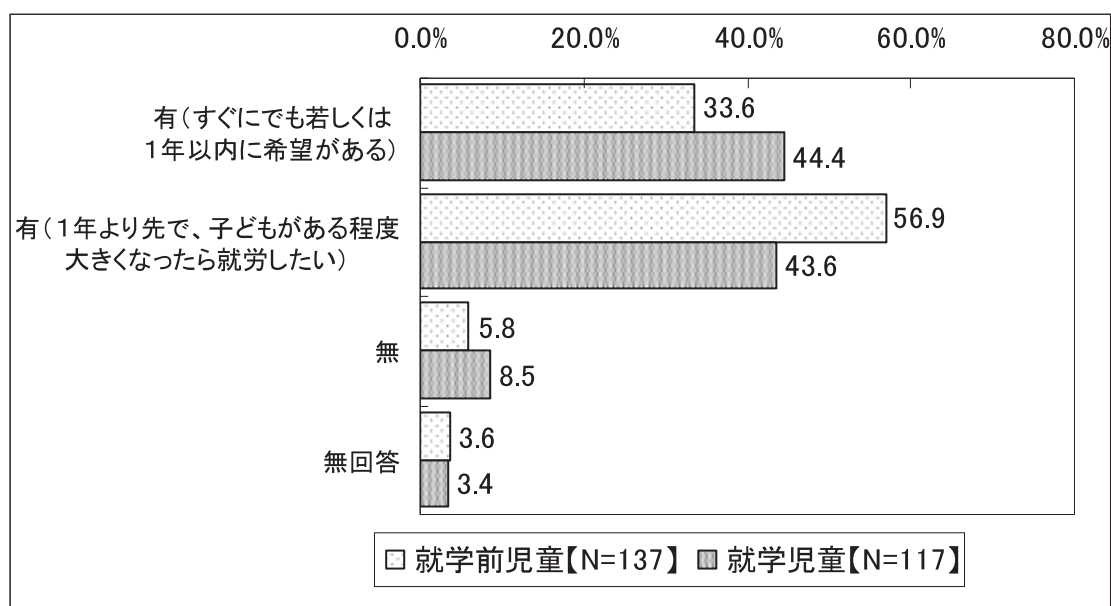
2 番目、3 番目に多い「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」の項目では、「就学前児童」と「就学児童」とで順位が逆転しています。



(5) 母親の就労希望について

(4)のうち就労していないと回答した母親の就労希望をみると、全体で9割程度の方が就労を希望しています。

「就学前児童」では「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が最も多くなっていますが、「就学児童」では「有（すぐにでも若しくは1年以内に希望がある）」と「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」がほぼ同じ程度の割合になっています。



(6) 就労希望がありながら働いていない理由について(母親)

就労を希望しながら働いていない理由を尋ねると、「就学前児童」および「就学児童」とともに「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多く、4割以上を占めています。

一方で、「就学前児童」では「保育サービスが利用できれば就労したい」は1.6%、「就学児童」では「放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい」はゼロで、母親の就労を進めるには、保育サービスの拡充よりも就労現場の環境改善が課題といえます。